

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 13 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600165号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600097号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年2月1日から平成6年4月1日まで

私は、請求期間のうち、2年ないし3年ぐらいの期間において、A社に営業職として勤務していたが、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元取締役(総務部長)及び複数の元同僚の陳述により、具体的な勤務期間は特定できないものの、請求者は、請求期間の頃に、同社に営業職として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は請求期間中の平成4年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主に照会したが回答を得ることができず、上記元取締役は、同社に係る資料はないと陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者がA社の営業職の同僚として名前を挙げた一人については、上記元取締役及び元同僚のうち一人も同社に勤務していたことを記憶しているものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録はない上、同元取締役は、営業職の場合、本人の希望により社会保険に加入しなかった者もいた旨陳述していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者に係る雇用保険の記録によると、請求者は、A社に係る記録はなく、請求期間中の平成5年11月25日に別の事業所において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者記録において、請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。